ついて同法	ついて読替え後の法人税法
（同法	（法人税法
第三項の規定	地方税法施行令改正令附則第五条第五項の規定により読み替えられた第三項
に同法	に法人税法
第三項の規定は	地方税法施行令改正令附則第五条第五項の規定により読み替えられた第三項の規定は
通算適用前欠損金額（	通算適用前欠損金額（同条第五項の規定により読み替えられた
法人税法	読替え後の法人税法
場合（	場合（地方税法施行令改正令附則第五条第五項の規定により読み替えられた
につき	につき同条第五項の規定により読み替えられた
第八条の十二の規定は、法	地方税法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百六十四号。以下この条及び第四十八条の十一の三から第四十八条の十一の六までにおいて「令和二年改正令」という。）附則第五条第五項（地方税法施行令（第四十八条の十一の六において「令」という。）第三条第五項の十二の規定により読み替えられた法第八条の五正令附則第五条第五項の規定により読み替えられた法（第四十八条の十一の三及び第四十八条の十一の五において「読替え後の法」という。）
規定する	規定する所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十七号）第二十条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第二条の規定による改正前の
第八条の十二中	地方税法施行令改正令附則第三条第五項の規定により読み替えられた第八条の十二中
第八条の十四第一項	地方税法施行令改正令附則第三条第五項の規定により読み替えられた第八条の十四第一項

同項の	所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）附則第二十条第十項の規定により読み替えられた法人税法（第四十八条の十一の六において「読替え後の法人税法」という。）第五十七条第八項の
通算適用前欠損金額（法	通算適用前欠損金額（読替え後の法
第八条の十四第二項	地方税法施行令改正令附則第三条第五項の規定により読み替えられた第八条の十四第二項
法人について法	法人について読替え後の法
準用する。	準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第五項の規定により読み替えられた第八条の十四第二項中「第五十三条第四項の一」とあるのは「第三百二十一条の八第四項の」と読み替えるものとする。
第八条の十五	地方税法施行令改正令附則第三条第五項の規定により読み替えられた第八条の十五
「第五十三条第四項	「読替え後の法第五十三条第五項に」とあるのは「読替え後の法第三百二十一条の八第五項に」と、「第五十三条第四項
第八条の十六	地方税法施行令改正令附則第三条第五項の規定により読み替えられた第八条の十六
十年以内に開始した事業年度	九年以内に開始した事業年度又は連結事業年度
事業年度（当該	事業年度又は連結事業年度（当該
同項に規定する前十年内事業年度	読替え後の法第三百二十一条の八第五項に規定する前九年内事業年度
の日。以下この条において「被合併法人等十年前事業年度開始日」という。	の日
及び同項の法人の合併等事業年度が設立日（当該法人の設立の日をいう。）の属する事業	について準用する。この場合において、地方税法施行令改正令附則第三条第五項の規定により読み替えられた第八条の十六中「第五十三条第五項の適格合併」とあるのは「第三百二十一条の八